

奈良県立自然公園条例施行規則第14条

第11項 工作物の新築、改築又は増築のうち風力発電施設の新築、改築又は増築

基準引用関係整理表			
本文	第1項 第5号	当該風力発電施設の色彩並びに形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。	
	第1項 第6号	当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
	前項 第2号	申請に係る場所が、条例第17条第3項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。	
		ただし書	木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。
	前項 第8号	当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。	
	前項 第10号	支障木の伐採が僅少であること。	
第1号	第1項 第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
		ア	第1種特別地域
		イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (1) 湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
	第1項 第3号	当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
	第1項 第4号	当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
	ただし書	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築若しくは増築にあつては、この限りでない。	
	第2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	